

霧島市職員定数条例の一部改正について

霧島市職員定数条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月27日 提出

霧島市長 前田 終止

霧島市職員定数条例の一部を改正する条例

霧島市職員定数条例（平成17年霧島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「財団法人霧島市しみん学習支援公社（平成8年3月12日に財団法人国分市しみん学習支援公社という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人霧島市施設管理公社」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（提案理由）

財団法人霧島市しみん学習支援公社が一般財団法人霧島市施設管理公社として県の認可を受けたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。